

阿知須文化協会会則

(名称)

第1条 この会は、阿知須文化協会と称する。

(事務局)

第2条 この会の事務局を阿知須地域交流センター内に置く。

(目的)

第3条 この会は、文化団体相互の連絡を密にし、広く文化の創造と振興に努め、文化の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の行事を行う。

- (1) 各種文化活動の推進と奨励
- (2) 加入団体相互の連絡・協力・育成
- (3) 文化事業の主催・共催・後援
- (4) その他、目的達成に必要な事業

(組織)

第5条 この会は、会の目的に賛同する阿知須地域内の文化団体をもって組織する。

(入会及び退会)

第6条 この会に入会しようとする団体は、事務局に申し込み所定の手続きを経て、役員がこれを決める。

2 この会の目的に反する団体は、役員会に諮り退会させることができる。

(役員)

第7条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 部 会 長 各1名
- (4) 会 計 1 名
- (5) 監 事 2 名

2 会長、副会長、会計、監事は、総会において選出する。

3 部会長は、各部会において選出する。

4 会長、副会長、会計、監事は、部会長を兼ねることができる。

5 役員のほか、相談役を必要に応じて置くことができる。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じた場合の補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第9条 会長は会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代行する。

3 部会長は、部会の代表として、部会内の連絡調整を行う。

4 会計は会の収支を司る。

5 監事は、業務の執行及び会計を監査する。

6 相談役は、会の運営等の助言を行うことができる。

(種別及び招集)

第10条 会議は、総会・役員会・部会とする。

(1) 総会・役員会は会長が招集する。

(2) 部会は、部会長が招集する。

(議長)

第11条 総会、役員会及び部会の議長は、出席者の中から選出する。

(総会)

第12条 総会は、役員及び団体の長をもって構成し、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

2 議事は、出席者の過半数によって決定し、可否同数の場合は会長がこれを決定する。

3 総会は次に掲げる事項を決定する。

(1) 事業計画及び収支予算に関する事項

(2) 事業報告及び収支決算に関する事項

(3) その他重要な事項

(役員会)

第13条 役員会は、会長が必要に応じ随時に開催する。

2 役員会は、会長、副会長・部会長・会計・監事をもって構成する。

3 役員会は、次の事項を決議決定する。

(1) 総会において委任された事項

(2) 団体の入会及び退会に関する事項

(3) 総会の議決を要しない会務に関する事項

(部会)

第14条 部会は、部会長が必要に応じ随時に開催する。

2 部会は、部会長・副部会長・分野の類似した構成団体の長をもって構成する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故あるときは職務を代行する。

4 部会は、次の事項について協議する。

(1) 各部会における実務的な企画立案及び連絡調整に関すること。

(2) その他必要な事項。

(経費)

第15条 この会の経費は次による。

(1) 加入団体の会費は、年間3,000円(1団体)とする。

(2) 助成金

(3) 寄附金・その他の収入

(会計年度)

第16条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 会計は、5月末までに決算報告をする。

附 則

1 この会の会則は、昭和55年9月24日より施行する。

2 この会の会則は、平成5年4月27日より施行する。

3 この会の会則は、平成18年5月25日より施行する。

4 この会の会則は、平成19年6月15日より施行する。

5 この会の会則は、平成21年6月22日より施行する。

6 この会の会則は、平成23年5月30日より施行する。

7 この会の会則は、平成24年5月29日より施行する。

8 この会の会則は、平成30年5月30日より施行する。